

森と琵琶湖を結ぶ
笑顔で暮らせる豊かな農村

広
報

こうら

甲良町ホームページ <http://www.kouratown.jp/>

2010



5

TOWN INFORMATION

ご入学おめでとうございます



甲良西小学校へ 38 人が入学しました



甲良東小学校へ 40 人が入学しました



満開の桜が咲きほこるあたたかい春の日差しの中、
4月8日入学式が行われました。心も制服もピカピカの1年生。
小学校生活を通して、さらに大きく成長していきましょう。

2 甲良町人権基本施策方針

10 人間ドッグ・脳ドッグ

11 特定健診・若年健診

14 甲良町の健康実態

16 まちづくり活動団体育成補助金

18 地デジ受信支援

人権

・ ・ 答申 ・ ・

『甲良町人権基本施策方針』

平成21年9月24日、甲良町人権擁護審議会に諮問した「甲良町人権施策基本方針」について平成22年3月25日に答申を受けました。

甲良町では「せせらぎ遊園のまち甲良町人権擁護条例」に謳われている「町は、あらゆる差別をなくすため、生活環境の改善、社会福祉の充実、産業の振興、職業の安定、教育・文化の向上および人権擁護に関する施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。」を具現化するため、甲良町人権施策基本方針を策定することにし、この方針に実効性をもたすため、甲良町人権擁護審議会に諮問しました。



真山会長より答申を受取る北川町長

甲良町人権擁護審議会では諮問を受け、計4回にわたって慎重に審議し、また、パブリックコメントを経て意見をまとめられ答申されました。

町としては審議会の答申を尊重し「甲良町人権施策基本方針」を策定しました。

甲良町人権擁護審議会委員名簿

(◎印は会長、○印は副会長)

氏名	役職・所属
◎真山 達志	同志社大学政策学部教授
○福田 理文	甲良町教育委員長
北川 勝	甲良町人権教育推進協議会長
橋本 武浩	老人クラブ連合会長
高橋 良男	甲良中学長（町校長会代表）
宮崎 光一	議会代表
松原 歌子	その他町長が認めた者
キムラ・アリエル	その他町長が認めた者
北川 浩一	公募
山田 則江	公募

交通安全
啓発

交通安全運動（4月9日）

4月6日をスタートに『春の全国交通安全運動』が実施され、交通安全協会甲良支部幹事・町交通指導員・町駐在所員・町議会議員・町職員が甲良町役場前交差点で街頭啓発を行いました。交通事故のない安全、安心な町を実現するためには、交通安全意識の一層の高揚を図り、交通安全行動の実践へ結びつける必要があります。『やさしさがキラリ湖国の交通マナー』のスローガンを心に、町民の皆さんも譲り合いの心を持って、交通ルールを守り、正しい交通マナーの実践を習慣づけましょう。



守りましょう！正しい交通ルールと交通マナー！

図書館

絵本作家・長谷川義史さんが来てくれたよ！



4月17日土曜日、図書館に絵本作家の長谷川義史さんが来てくれました。絵本の読み聞かせ、もぞう紙に絵を描きながらのお話弾き語りなど、盛りだくさんのライブでした。大笑いしたり、一緒に歌ったり、心あたたまるとても楽しい時間でした。

絵を描くお手伝い



絵を描きながらお話

手紙を
読む
お手伝い



みんな
で
大合唱！



「大阪うまいものうた」
の替え歌、「こうらちよ
うのうまいものうた」
を歌ってくれました！



図書館に来て、
すぐスケッチを
されていました

色紙を書いていただきました。
図書館に飾るので見に来てね

長谷川義史さんの絵本は「いいからいいから」「まんぷくでえす」など、ユーモアいっぱいの楽しいお話です。長谷川さんの絵本は、図書館にたくさんあります。借りにきてね。



誕生日

天使のほほえみ 1歳のおたんじょうびおめでとう!



のせ みつき
野瀬 満月ちゃん
5月4日生(北落)



たなか こうめい
田中 幸明ちゃん
5月22日生(尼子)



たにうち たいしん
谷内 諦真ちゃん
5月22日生(呉竹)



おきた ちはる
置田 千陽ちゃん
5月24日生(長寺)



やまだ りあら
山田 里愛菜ちゃん
5月28日生(長寺)

平成22年7月号『天使のほほえみ』への掲載希望(H21年7月生のお子さん)の方は、5月28日(金)の「乳児の10ヶ月健診」時に写真をご持参ください。

写真の裏にお子さんの名前(ふりがな)、生年月日、住所をご記入ください。

問合せ先
企画監理課 ☎38-5061
保健福祉センター(保健師)
☎38-3314

お知らせ

よろしくおねがいします



今春から甲良警察官駐在所に赴任しました、中山 貴史です。

駐在所の活動は交番と比べても、地域住民のみなさんとのふれあいが非常に重要と考えています。地域に根ざした警察官として活動をするに

あたり、地域住民のみなさんの声を直接聞く機会が増え、とても楽しみである反面、非常に重要な責任をひしひしと感じております。甲良町について、もっと勉強しなければならないと思っておりますので、いろいろな事をみなさんに聞いたりしますが、みなさんの御協力を頂きながら、甲良町民の安心と安全を守るために一生懸命がんばりますので、よろしくお願ひ致します。



この度、産業課に指導員として勤務することになりました、植田 栄蔵です。

安全・安心な農産物づくりなど、農業技術について農家のみなさまの相談相手となれるようがんばっていきたく思います。お気軽にお声掛けいただければ幸甚です。どうぞ、よろしくお願ひ申し上げます。

図書館

図書館に行こう♪

“ゴールデンウィーク”は親子で楽しもう!

子どもが主役!

『キッズニア裏技ガイド 東京&甲子園』
廣済堂出版



みんながなりたい憧れの仕事いっぱい!どんな仕事があるか先に調べて楽しもう。

ドライブがてらどうぞ!

『全国キャラクター&おもちゃミュージアムガイド』
ネコ・パブリッシング



全国の楽しいミュージアムをお届け。大人も童心に返って楽しめます。

エコおもちゃ

『パパママつくって!かわいい段ボール家具』
石倉ヒロユキ/著 日本放送出版協会



チラシを丸めたクギと接着剤で組み立てるだけで丈夫な家具やおもちゃに変身!

折って使える

『新聞紙でおる兜』

加藤幸吉/著 誠文堂新光社



読み終わったら簡単に捨てられてしまう新聞紙が大活躍してくれます♪

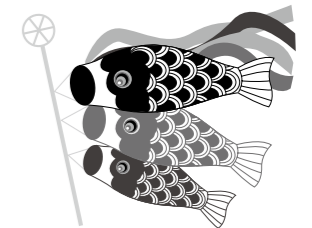
笑顔になります

『だんごもち菓子』

ブティック社



季節の香りをはこんでくれる和菓子。柏餅で端午の節句をお祝いしましょう。



☆☆お知らせ☆☆

5月9日(日)~30日(日)まで山田智也さんによる油絵展を開催いたします。

1点1点丁寧に描かれた“美しい風景画”をどうぞご覧ください。

雑誌リサイクル
5月8日(土)~30日(日)

なくなり次第終了。お取り置きは、できませんのでご了承ください。

5月の催し物

5月8日(土) 11:00~
おはなし会
「保育園~小学生向けのおはなし」

5月14日(金) 11:00~
びよびよよこのおはなしかい
「0, 1, 2歳児向けのおはなし」

5月22日(土) 14:00~
子どもえいが会
「ポップとはたらくブーブーズ」

5月23日(日) 14:00~
名作映画会
「綾小路きみまろ 爆笑!エキサイトライブ」

子育て支援
センター

ほっと館

だれもがホッとできる場所と、ホットな情報発信地、
そして、子育て真っ最中の人たちほっとかん!

子育て・教育相談を開始します!

子育て支援センター「ほっと館」では、今年度の子育てと教育に関する相談を始めます。
それぞれに専門スタッフが対応させていただきますので、ご利用ください。

子育て相談担当



にしやま ようこ
西山 洋子 …保育士
定期的な相談日の他に、親子教室やほっと館の「ひろばルーム」でもご相談に応じさせていただきます。気軽に相談をお寄せ下さい。
“ほっこり、ほっとする時を一緒につくってみませんか。”



でむら よしこ
出村 良子 …保育士
一時預かりの機会をはじめ、相談日や「ひろばルーム」で、ご相談に応じさせていただきます。
楽しい子育てのサポートができればと思います。

※ご相談内容は秘密を厳守しますのでご安心ください。
相談日以外にも、随時受け付けています。
相談を希望される方は事前にご連絡ください。

教育相談担当



やまぐち まさあき
山口 正明 …教諭
教育相談、青年期相談の他、おもに不登校児童・生徒に関わっています。いじめ、不登校、学力の問題など、学齢期に入ると、いろいろな問題が表れてきますね。どうぞ、気軽にご利用ください。
定期的な相談日以外にもご連絡いただければ、結構です。
ほっと館で心なごむ一時を一緒に過ごしましょう。



かしま ようこ
鹿島 葉子 …教諭
小学生を中心に、児童・生徒に関する相談に対応させていただきます。子ども一人ひとりのパワーは素晴らしいです。子どもが笑顔で過ごせるよう頑張ります。



たかはら えり
高原 恵里 …教諭
子どもたちの成長を見守りながら、私自身も学んでいきたいと思っています。よろしくお願いたします。

5月の相談予定日

- 子育て相談日・時間
5月11日(火) 9時~17時
5月25日(火) 9時~17時
- 教育相談日・時間
5月7日(金) 13時~17時
5月21日(金) 13時~17時

子育て支援ルーム ひろば の催し

今年度から、毎月1回ひろばにて、おたのしみ会ほかほかタイムをします。どうぞ、ご参加ください。

5月のほかほかタイム

- ・日 時 5月27日(木)
10時40分から15分程度
- ・内 容 みんなであそぼう
今月のおはなし

5月のサークルひろば

- あおぞらサークル 19日(水)
※4月広報に5/7・5/21の開催とありましたが誤りです。
9:30~11:30 子育て支援センター
- ひまわりサークル 7日(金) 21日(金)
10:00~11:30 呉竹地域総合センター

6月のサークルひろば

- あおぞらサークル 2日(金) 16日(金)
9:30~11:30 子育て支援センター
- ひまわりサークル 4日(金) 18日(金)
10:00~11:30 呉竹地域総合センター

【問合せ先】 子育て支援センター(ほっと館) ☎ 38-8003

保健
福祉課

手話奉仕員養成講座 開催

聴覚障害等の方々の日常生活上のコミュニケーションの支援と交流活動を促進するため、聴覚障害に関連する福祉制度等についての理解と認識を深めるとともに、手話で日常会話を行うために必要な技術を身につけませんか?

対象者 手話の学習経験がない方または手話の学習経験が少ない方で、次の条件を満たす方。
(1) 全20講座のうち、8割以上出席できる方
(2) 年齢が18歳以上(高校生は除く)で甲良町に在住または勤務もしくは通学していること。

定員 彦根市・愛荘町・犬上郡で30名程度(申込み多数の場合、抽選とさせていただきます。)

期間と時間 手話奉仕員養成講座入門課程 全20講座
平成22年6月22日から平成22年11月2日(8月17日は除く。)
毎週火曜日19時から21時

場 所 彦根市障害者福祉センター 多目的室
※都合により、日程や会場を変更する場合があります。

受講料とテキスト 受講料は無料。ただし、教材費(1200円)が必要です。



申込みと問い合わせ

申込み期間 平成22年5月17日(月)から5月31日(月)
申込先(問い合わせ先) 〒522-0244 甲良町在土357番地1
甲良町保健福祉センター内 保健福祉課 Tel 0749-38-5151
Fax 0749-38-5150

申し込み用紙に必要事項を記入し、保健福祉課に申し込んでください。
(申し込み用紙は保健福祉課にあります。)

○会場周辺地図○



【問合せ先】 甲良町保健福祉センター 保健福祉課 ☎ 38-5151

募集

湖東定住自立圏（甲良町と彦根市、愛荘町、豊郷町、多賀町の広域連携）の具体的な取組 地域創造事業の提案を募集します

甲良町では、湖東定住自立圏（甲良町と彦根市、愛荘町、豊郷町、多賀町の広域連携）の取組として、湖東圏域（甲良町、彦根市、愛荘町、豊郷町、多賀町）を対象に、地域創造事業を募集することとなりました。

湖東圏域内の団体みなさんが、イベントや事業の企画から実施まで、すべて主催者として取り組まれるもので、戦国や戦をテーマとした事業や、湖東圏域の活性化につながる事業などを対象としています。皆さんの積極的な提案をお待ちしています。

募集要領

1. 対象となる提案

戦国や戦をテーマとした事業、地域資源の再発見・掘り起こしにつながる事業、団体や個人の交流を通じて参加者の資質向上を誘導する事業または湖東圏域の活性化につながる事業で、応募者が事業主体になるものとします。

2. 提案できる団体

湖東定住自立圏の圏域自治体（甲良町、彦根市、愛荘町、豊郷町、多賀町）内に事務所のある団体もしくは、圏域内にお住まいか在勤、在学されている方が主な構成員となっている団体で提案した事業を的確に遂行する能力を有する団体が対象となります。

3. 募集する提案

- ①地域づくり事業（圏域全体で32事業）
連携を進めることにより、甲良町、彦根市、愛荘町、豊郷町、多賀町の地域づくりに資する事業
- ②シンボル事業（圏域全体で2事業）
その効果等が湖東圏域全体に及ぶなど、湖東圏域の一体感の醸成と活性化を図るにあたってシンボルとなる事業

いずれの事業についても

- 1 現行の事業をそのまま応募することはできません。
- 2 応募者が事業の主体になることを前提とした提案に限ります。
- 3 事業実施に係る周知（PR）や参加者募集は、湖東圏域または、これを越える範囲で行うこととします。

4. 提案の方法

第1号様式「提案書」と第2号様式「提案団体等調書」（甲良町のホームページのほか、彦根市、愛荘町、豊郷町、多賀町のホームページからダウンロードしていただけます。）を甲良町産業課または彦根市産業部観光振興課に提出してください。
（※甲良町ホームページ（<http://www.kouratown.jp/>））

5. 審査方法

①予備審査
提案された内容について、法的制限や提案内容を実施するにあたっての問題点を検討します。予備審査の結果は、提案の採否を決定するものではありませんが、別途設ける審査機関による審査での参考資料となります。

②審査機関による審査
予備審査の結果と各種団体から提案説明を受け、さらに、提案内容の実現の可能性、地域創造事業の趣旨に沿っているかを中心に提案の採否を決定します。

- ※1 参加者、提案団体の構成員、または事業内容等が湖東圏域の複数自治体にまたがる等、湖東圏域としての取組みがみられる場合は優先します。
- ※2 当該事業が他から補助金等を受けている場合は、提案数の状況により採択の調整をさせていただきますので、あらかじめご了承ください。

6. 審査結果の通知

提案の採否については、審査終了後、速やかにすべての提案者に通知します。

7. 提案内容の公表

採用された提案内容は、個人情報を除き、湖東圏域1市4町のホームページ等で公表します。

8. 提案事業への支援

・地域づくり事業は、採用された提案を実施するために必要な経費に対して、1事業あたり

上限25万円の支援を行います。
・シンボル事業は、採用された提案を実施するために必要な経費に対して、1事業あたり上限100万円の支援を行います。

9. 募集期間等

提案募集期間
平成22年5月6日(木)～6月30日(水)必着

審査期間
平成22年7月

審査結果通知
平成22年7月中旬頃

問合先

『甲良町 産業課』
〒522-0244
犬上郡甲良町在士 353-1
TEL:0749-38-5069
FAX:0749-38-5122
E-mail:sangyo@town.koura.lg.jp

『彦根市 産業部観光振興課』
〒522-8501
彦根市元町4番2号
TEL:0749-22-1411（内線333）
30-6120（直通）
FAX:0749-22-1398
E-mail:kanko@ma.city.hikone.shiga.jp

広域連携

湖東定住自立圏共生ビジョンを策定しました

定住自立圏構想は、今後、少子高齢化という厳しい状況にある地方圏において、安心して暮らし続けられる地域を形成しようとする国の政策です。

甲良町は、彦根市・愛荘町・豊郷町および多賀町とともに同構想を推進しています。昨年10月には、各市町議会の議決を経て、「湖東定住自立圏形成協定」の締結を、1市4町合同で行いました。

さらに協定に記載された事項の具体的な取り組みの内容を定める定住自立圏共生ビジョンを策定するため、1市4町の行政職員で構成する10の部会を設置し、延べ38回にわたる協議・検討を行い、共生ビジョン案を作成しました。

また、民間企業や地域の関係者を構成員とする湖東定住自立圏共生ビジョン懇談会を設置し、代表者会と8つの分科会で、延べ13回にわたって共生ビジョン案について、協議・検討いただきました。

これらの協議・検討を経て、各市町議会3月定例会において、取組事業に係る平成22年度当初予算を議決いただきましたことから、3月25日付けで「湖東定住自立圏共生ビジョン」を策定しましたので、お知らせします。

今年度から具体的な取り組みが展開されることから、「地域創造事業」や「地域公共交通」等の取り組みを、より具体的に情報をお伝えしていきます。

助成
します

人間ドッグ・脳ドッグ ～健やかな、生活のために～

検診の目的は、「病気を早期に発見し、芽を摘み取る」、そして「結果を生活改善に生かす」ことです。また一つ一つのデータで一喜一憂することなく、総合的な判定に注目しましょう。

甲良町国民健康保険では、甲良町の皆さんが健康で長生きしていただくために、人間ドッグ・脳ドッグ費用の一部を助成いたします。

また検診後は、保健師による保健指導があります。健やかな生活のために必ずお受けください。

助成を受けられる人 ○甲良町国民健康保険加入者で35歳～70歳までの人
○年度内に特定検診を受診していない・受診しない人
○国保税の滞納がない世帯の人

『助成対象となる医療機関および自己負担額』

医療機関名	ドッグの種類	検診費用額	助成額	自己負担額
彦根市立病院	日帰り人間ドッグ	41,000円	20,000円	21,000円
彦根中央病院	半日人間ドッグ	28,000円	14,000円	14,000円
友仁山崎病院	日帰り人間ドッグ	38,370円	19,000円	19,370円
	脳ドッグ	48,030円	24,000円	24,030円
	日帰り人間ドッグ+脳ドッグ	68,295円	34,000円	34,295円
湖東記念病院	日帰り人間ドッグ	35,800円	17,000円	18,800円
	脳ドッグ	34,000円	17,000円	17,000円
豊郷病院	日帰り人間ドッグ	30,000円	15,000円	15,000円
	脳ドッグ	46,000円	23,000円	23,000円
長浜赤十字病院	日帰り人間ドッグ	37,640円	18,000円	19,640円

※子宮がん検診などオプション検査については、自己負担となります。

申し込み方法

甲良町役場住民課へ国民健康保険証をご持参のうえ、お越しください。人間ドッグ・脳ドッグ利用券をお渡しいたしますので、希望する医療機関と直接日程調整して下さい。

申し込み期間

5月17日(月)～5月31日(月)(祝日土・日曜日は除く)

受診期間

5月～12月末

定員

100名 ※定員になり次第締め切らせていただきます。

【問合先】 甲良町 住民課 国民健康保険係 ☎38-5063

健診

平成22年度 特定健診および若年健診のお知らせ

★ 19歳から64歳の方の健診を下記の日程で実施します。

《特定健診：国民健康保険に加入されている40歳から64歳の方が対象です》

- ☆持ち物 特定健診受診券(後日送付します)
健康保険証
健診料 1,000円
- ☆健診項目 問診
身体計測(身長・体重・腹囲・BMI)
血圧測定・検尿
血液検査(LDL・HDL コレステロール・中性脂肪・血糖値
肝機能・尿酸・血清クレアチニン)
医師の診察



《若年健診：甲良町に住民票がある19歳から39歳の方が対象です》

- ☆持ち物 若年健診受診券(★検診状況調査票にて申し込まれた方には後日受診券を送付します)
健診料 1,000円
- ☆健診項目 問診
身体計測(身長・体重・腹囲・BMI)
血圧測定・検尿
血液検査
(LDL・HDL コレステロール・中性脂肪・血糖値・肝機能・尿酸・血清クレアチニン)



平成22年度 特定健診・若年健診日程表 (19～64歳)

健診日	受付時間	健診会場
5月25日(火)	午前 9:00～10:00	保健福祉センター
5月26日(水)	午前 9:00～10:00	保健福祉センター
	午後 5:00～7:00	長寺地域総合センター
6月3日(木)	午前 9:00～10:00	保健福祉センター
	午後 5:00～7:00	呉竹地域総合センター
6月4日(金)	午前 9:00～10:00	保健福祉センター
	午後 5:00～7:00	

★お知らせ：40～64歳の方で国民健康保険以外の保険に加入されている方は、今回実施する特定健診の対象にはなりません。ご自分が加入されている健康保険組合等でご確認のうえ健診を受診してください。



★65歳以上の方の特定健診およびレントゲン検診は、7月に実施します。(6月号の広報をご覧ください)

健診の問い合わせは・・・特定健診：住民課 国保係まで ☎38-5063
若年健診：保健福祉課 保健係まで ☎38-3314

～実践しよう！介護予防～

★生きがいをもって自分らしく輝きましょう！★

「介護予防」とは、主に高齢者が、①介護を必要とする状態を未然に防ぐ、②今は介護が必要でも、できるだけからだの機能を改善する、ということを行います。介護予防がめざしているものは、体を動かすことに無理がなく、生活に必要なことが自分で行え、社会活動に参加でき、自分らしく生きがいを持って暮らせる生活です。



《介護予防のポイント》

- ★毎日の生活に運動を取り入れましょう！
- ★おいしく楽しくバランスよく食べましょう！
- ★お口の健康を保ちましょう！
- ★外に出る楽しみを見つけましょう！
- ★認知症を予防しましょう！
- ★うつの症状に早めに気づきましょう！
- ★足のお手入れを習慣にしましょう！
- ★尿失禁を予防しましょう！



※基本チェックリストがまだお手元にある方は、記入の上郵送してください。

※介護予防検診の案内が届いている方は、予約の上必ず受診してください。

(介護予防検診の受診期間は6月末日までです。)

一般高齢者介護予防事業

★転倒予防教室のお知らせ★

対象者：おおむね65歳以上の方で、体力の低下・運動不足を感じている方。
運動を通じて、健康維持につとめたいと考えておられる方。

5月の転倒予防教室のテーマは「**体力測定・柔軟体操**」です。

開催日：Aグループ⇒ 13日(木)・20日(木) 13:30～15:00

Bグループ⇒ 14日(金)・28日(金) 10:00～11:30

場 所：甲良町ライフサポートセンター ほっと館 ほのぼの・ふれあいルーム

参加費：1回 200円 (送迎を希望されるかたは、1回100円で利用できます)

※参加を希望される方は、事前に地域包括支援センターまでお問い合わせください。

【問合せ先】 保健福祉センター内 地域包括支援センター ☎38-5161

介護予防教室に参加しませんか？

～包括支援センターで行っている特定高齢者介護予防教室～



【運動機能向上教室】



【口腔機能向上教室】



【栄養改善教室】



【認知・うつ・とじこもり予防教室】

①運動器の機能向上	筋力トレーニング教室	筋力トレーニングを週2回、3ヶ月間行い、身体的機能の維持・向上を図ります。
	転倒予防教室	月2回、年間通して集団体操を行い、転倒しにくい体づくり、身体機能の維持・向上を図ります。
②口腔機能の向上	かむカム教室	食べる・話すといった楽しみが維持できるよう、口の中や義歯の手入れや方法、かむことや飲み込みの訓練方法を学び、口腔衛生状態やむせ、飲み込みにくさなどの改善を図ります。
③栄養改善	食の匠教室	日頃の食生活を振り返り、低栄養予防のための食材選びや調理方法などを学び栄養状態の改善を図ります。
④認知症・うつ・閉じこもり予防	火曜サロン	閉じこもり、認知症のおそれがある方が、週1回集団活動に参加することで、認知症悪化予防、社会的機能の維持を図ります。

※介護予防検診の結果、特定高齢者介護予防事業に参加した方がよいと判定された方には、別途案内させていただきます。

★はつらつルームトレーニング講習会開催のお知らせ★

介護予防の拠点となる施設として、「ライフサポートセンターほっと館」ができました。

5月より、筋力トレーニングの会場として、はつらつルームの空き時間を利用して一般開放を行います。

はつらつルームの利用にあたっては、事前に講習会をうけていただくことが必要になります。

希望される方は、申込みの上必ず講習会を受けてくださるようお願いいたします。

【講習会開催日】

日 時：平成22年5月12日(水) 午後3時30分～午後4時30分

場 所：甲良町ライフサポートセンター はつらつルーム

利用料：1回200円

対 象 者：甲良町在住の40歳以上の方

申 込 先：甲良町地域包括支援センター(甲良町保健福祉センター内)

申込期間：平成22年5月10日(月)まで

健康

健康シリーズ：甲良町の健康実態～
滋賀県でトップ！～甲良町は男女とも死亡率が高い～

1998年～2007年までの10年間の、滋賀県市町別死亡順位を見ると、甲良町は男女ともに死亡率が高く、特に男性はいずれもトップを占めており、滋賀県内一寿命が短い（早死にしている）のが現状です。

滋賀県市町の原因疾患別死亡順位（年齢調整済み）

男性			順位	女性		
総死亡	心疾患	脳卒中		総死亡	心疾患	脳卒中
甲良町	甲良町	甲良町	1位	近江八幡市	甲良町	日野町
木之本町	多賀町	日野町	2位	甲良町	彦根市	甲良町
虎姫町	湖北町	余呉町	3位	高月町	愛荘町	高月町
竜王町	彦根市	虎姫町	4位	彦根市	高月町	湖北町
多賀町	近江八幡市	湖南市	5位	竜王町	多賀町	木之本町

心疾患や脳卒中は生活習慣により引き起こされる病気であり、予防することが可能だと言われています。しかし、残念なことに甲良町では予防が出来ないまま突然亡くなる方が多いのが現状です・・・

（★ 特に平成20年から40～50歳代の働き盛りの死亡者が、6名もありました・・・）



Q：どうしたら予防ができるの？

昨年実施した健診（18～74歳の方を対象とした特定健診と若年健診等）の受診者760人の結果から、甲良町の健康状態を見てみると・・・

- ★ 甲良町民の血圧は、2人に1人が高血圧域に該当している
- ★ 慢性的な高血糖状態（糖尿病予備軍を含む）の人が4割を越えている
- ★ 約3人に1人が内臓肥満に該当する
- ★ LDL（悪玉コレステロール）は2人に1人が基準値を越えている・・・



自覚症状がないので、「自分は健康」もしくは「少し太っているだけ・・・」と思っている方でも実際は、★血糖値が高い ★血圧が高い ★血液中の脂肪が多い という方が、こんなにたくさんおられます。

A：まずは健診を受けましょう！

自分が「突然死」の危険性があるのかどうかは、健診を受ければ予測が出来ます。「自覚症状がないから…」と自己判断していると、手遅れになることがあります。

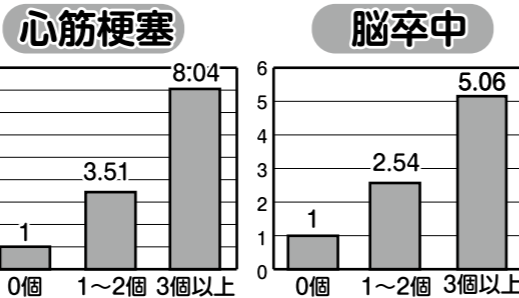
「危険な肥満」と「単なる小太り」は全く違います。自分は「単なる小太り」と思っている男性のみなさん、右表のように、肥満・高血圧・高血糖・高脂血症は心筋梗塞や脳卒中を引き起こす危険因子です。

リスクの数が増えるほど、病気を引き起こす確率が急激に高くなります。必ず健診を受けて、改善しましょう。



日本人男性のリスク集積と死亡 (NIPPON DATA80)

循環器疾患死亡リスク (相対危険)



肥満、高血圧、高コレステロール血症、高血糖など危険因子の保有数※
※肥満 (BMI≥27kg/m²)、高血圧 (SBP≥130orDBP≥85)、高コレステロール血症 (≥200)、高血糖 (≥130) のうち、該当する個数

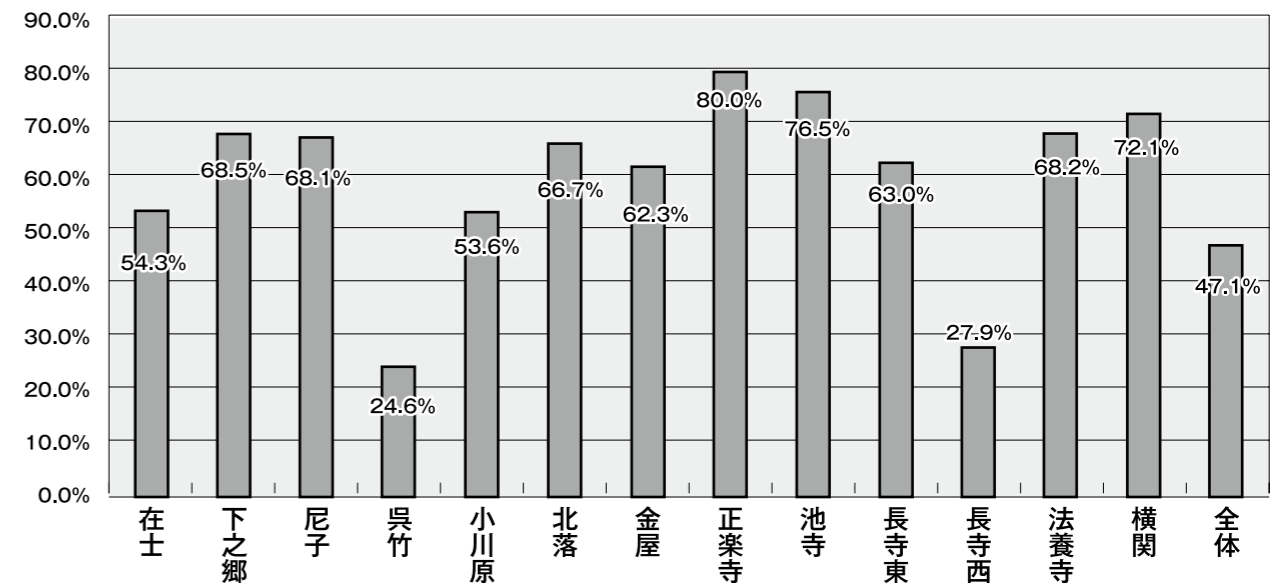


Q：どのくらいの人が健診を受けてるの？

昨年（H21年度）の国民健康保険加入者を対象とした特定健診の字別の受診率です。医療制度が改革されたことにより、平成24年までに特定健診の受診率が65%を超えないと、皆さんに負担していただいている保険料を引き上げる事になるかも知れません。

（★甲良町国保加入者：40～75歳未満の健診受診率）

国保加入者受診率



A：半数以上の人たちが、健診を受けていません！

まずは町全体の健診受診率として65%を目指しています。上記のグラフから目標値に達していない字が6ヶ所あります。治療中の方も健診の対象となります。受診券が届いたら必ず健診を受けましょう。今月から健診が始まります。（広報こうら P 11 参照）

【問合先】 保健福祉センター 保健師 ☎38-3314



ご存知ですか？行政相談委員

～ききます、とどけます、あなたの声を行政に～

行政相談委員は、皆さんの身近な相談相手として、国の事務に関する苦情などの相談を受け付け、助言や関係行政機関に対する通知などを行っています。

国の事務（県・市町に委任している事務なども一部含みます。）としては、例えば、国道、一級河川、年金、健康保険、生活保護、雇用保険、労災保険、戸籍、登記、国税などといった意外に身近な分野があります。

このようなことについて、困ったときは、お気軽に行政相談委員までご相談ください。

行政相談委員は、行政相談委員法に基づき、総務大臣が民間有識者に委嘱した方であり、ご相談は無料・予約不要・秘密厳守です。

わたしのまちの行政相談委員
（在士）藤 礼子さん

【相談日】
毎月第2火曜日

【場所】
甲良町保健福祉センター2階相談室

【問い合わせ】
総務課行政係
☎0749-38-3311
滋賀行政評価事務所行政相談課
☎077-523-1100

甲良町まちづくり活動団体育成事業補助金制度について

甲良町では、平成 20 年度から、次に記載する『甲良町まちづくり活動団体育成事業補助金制度』を設けています。(今年(平成 22 年度)が、最終年度です。)

<制度の目的は>

町民の自発的かつ自律的なまちづくりと協働するために、まちづくり活動を行う団体の育成に要する経費に対し、補助金を交付するものです。

補助率 2/3 補助限度額 100,000 円以内

<補助の対象となる団体は>

- 規約、会則等を定め自主的で継続的なまちづくり活動を行っている団体もしくは、行なおうとする団体であること。
- 原則として、町民 5 名以上で構成されている団体又は構成しようとしている団体であること。
- 当該まちづくり活動等に要する経費の一部が、補助金以外に会費等の財源をもって充当されている団体であること。

<補助の対象となる経費は>

まちづくり活動団体のまちづくりにかかるとっかかりに必要な経費の一部で、次の各号に掲げる経費とする。ただし、団体の維持のための経費(人件費、団体事務所の家賃、光熱費等)等は対象外とする。

- (1) 会議資料の作成経費
- (2) 専門家等の派遣に要する経費
- (3) 調査活動等に要する経費
- (4) その他町との協議により認められた経費

■次のような経費は対象としない。

- ※物品の購入だけのもので、その後の利用が見込まれないもの。
- ※団体の維持のための経費(人件費、団体事務所の家賃、光熱費等)等は対象外とする。
- ※飲食費は原則対象としない。ただし、第 1 条の趣旨を達成するために必要とする軽微な飲食費は、その限りではない。

平成 22 年度事業採択枠は 3 団体です。活用してみたいと考える団体の代表者の方は、甲良町企画監理課企画調整係に問い合わせてください。

平成 22 年度の申請の締め切りは 5 月 28 日(金)とさせていただきます。

申請が 3 団体以上の場合は、申請内容により期待される効果を判断させていただき、不決定の団体が生じることあらかじめご了承ください。

税務課からのお知らせ (☎ 38-5064)

平成 21 年度分の税金につきまして、納入ありがとうございました。

4 月から新たに平成 22 年度分の税金が計算されます。引き続き納税いただきますようよろしくお願いいたします。

5 月は固定資産税と軽自動車税の納期月です。税金の計算方法について説明いたします。

■固定資産税

固定資産税は毎年 1 月 1 日(賦課期日)に土地、家屋および償却資産を所有している人がその固定資産の価格をもとに算定された税額を甲良町に納める税金のことです。

納める人

1 月 1 日現在で固定資産を所有している人

納める額

固定資産の価額の 1.4% (固定資産の価額とは、町長が一定の基準により評価した価額のこと、固定資産台帳に登録されています)

納める方法

5 月中旬に納税通知書を送付します。5 月に全額を納付(前納)、もしくは年 4 回に分けて納めます。前納の場合は前納報奨金分が差し引かれます。

土地・家屋所有者が死亡された場合

相続登記や売買がなされていない土地・家屋の場合【相続人代表者指定届】にて、代表者をお知らせください。

(用紙は税務課にあります)

■軽自動車税

軽自動車税は、毎年 4 月 1 日現在登録されている所有者に課税されます。

納める人

町内に定置場(いつもおいてある場所)のある軽自動車等の所有者。

納める額

軽自動車の種類により税金は異なりますが、主なものは次のとおりです。

原動機付き自転車	~ 50cc	年 1,000 円
	51cc ~ 90cc	年 1,200 円
	91cc ~ 125cc	年 1,600 円
	軽自 2 輪 250cc 以下	年 2,400 円
	自動 2 輪 251cc 以上	年 4,000 円
軽自動車	ミニカー	年 2,500 円
	4 輪乗用車	年 7,200 円
	4 輪貨物車	年 4,000 円
小型特殊自動車	農耕作業用	年 1,600 円

納める方法

5 月中旬に納税通知書を送付します。年 1 回で 5 月 31 日までに納めます。

町民の皆さんが納めていただいた税金は、甲良町をよりよい暮らしにするため、幅広く使われている大切な財源です。平成 22 年度の町税納期限は下記のとおりです。

	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
町 県 民 税			1 期			2 期		3 期		4 期		
固 定 資 産 税		1 期			2 期				3 期		4 期	
軽 自 動 車 税		全 期										
国 保 税			1 期	2 期	3 期	4 期	5 期	6 期	7 期	8 期	9 期	10 期

※各納期月の最終日が納付期限・口座振替日です。最終日が土・日・祝日の場合は翌営業日が納期日となります。

☆振替納税をご利用の方は、ご指定の金融機関の預金口座から税金が引き落としされます。

納税額に見合う預金をご準備ください。よろしくお願いいたします。

地デジ **地上デジタル放送受信のための支援について**

どのような支援なのですか？

総務省では、経済的な理由で地上デジタル放送がまだ視聴できない世帯に対して、簡易な地上デジタル放送対応チューナー（以下、簡易なチューナー）の無償給付（1台）などの支援を行います。

誰が支援を受けられるのですか？

下記のいずれかに該当し、NHKの放送受信料が全額免除となっている世帯です。

- ①生活保護などの公的扶助を受けている世帯
- ②障がい者がいる世帯で、かつ世帯全員が市町村民税非課税の措置を受けている世帯
- ③社会福祉事業施設に入所されている世帯

※既に地上デジタル放送を視聴できる世帯は、支援を受けられませんのでご注意願います。

※（共同受信施設などで平成21年4月以降に地上デジタル化工事を行った場合には、支援の対象となる場合があります。）

支援の内容は？

- ①簡易なチューナー（1台）を無償で給付します。（※テレビは給付しません。）
- ②アンテナ工事などが必要な場合は無償で工事を行います。

支援の受付期間

平成22年4月19日～平成22年7月2日
（消印有効）[平成22年度分]

支援の申込み方法は？

支援の申込書を総務省 地デジチューナー支援実施センターに送付してください。

支援の申込書の入手方法

- ①総務省 地デジチューナー支援実施センターへご連絡ください。ご希望の部数を送付します。
- ②支援の申込書は、各市区町村およびお近くのNHKの窓口を用意している場合もあります。

※なお、平成22年4月末時点で、NHKの放送受信料が全額免除の世帯で、かつ平成21年度に支援の申込みをしていない世帯には、NHKから放送受信料全額免除証明書とともに支援の申込書などが送付されます。

注意していただきたい点について

- 支援を受けるには、NHKと放送受信契約を結び、放送受信料が全額免除となっている必要があります。まだ放送受信料が全額免除になっていない世帯については、早めの手続きをお願いします。
- ご自身で購入したチューナー、アンテナなどの清算はできませんのでご注意願います。
- 共同受信施設やケーブルテレビの改修経費への支援には、領収書または請求書（原本）や見積書などの工事関係書類が必要となります。
- 地上デジタル放送が始まっていない地域は、地上デジタル放送開始後に支援を行うことになります。

**地上デジタル放送受信のための支援
に関する問い合わせ先**

総務省 地デジチューナー支援実施センター
http://www.chidejishien.jp

ナビダイヤル：0570-033840
FAX：044-966-8719

ナビダイヤルが利用できない場合は
TEL：044-969-5425

【受付時間】平日 午前9時～午後9時
土・日・祝日 午前9時～午後6時

**NHKの放送受信契約や免除
に関する問い合わせ先**

NHK 視聴者コールセンター
http://www.nhk.or.jp/jushinryo/

ナビダイヤル：0570-000588
FAX：044-888-4340

ナビダイヤルが利用できない場合は
TEL：044-871-8441

【受付時間】平日 午前9時～午後9時
土・日・祝日 午前9時～午後6時

電話番号をよくお確かめの上、おかけください。

建設課

**トイレの水洗化は3年以内に！
排水設備工事は町への申請が必要です**

水洗トイレへの改造など排水設備工事は、町への申請が必要です。下水道条例で着工までに排水設備新設等計画確認申請を町へ提出することになっていますので、指定工事店を通じて申請してください。

【指定工事店とは】

下水道排水設備責任技術者試験に合格した技術者のいる町に登録をしている工事店のことです。

現在、指定工事店は、町内60店、町外153店、合計213店が登録されています。（ホームページ記載）

尚、町では「甲良町排水設備新設補助金交付要綱」を定め、要綱記載の対象者への支援を行っています。

詳しくは、甲良町ホームページ又は建設課へ御確認をお願いします。

字別戸数水洗化率（%）

※平成22年3月1日現在

全 体	56.0
在 士	68.3
下 之 郷	78.3
尼 子	90.9
呉 竹	51.0
小 川 原	54.1
北 落	71.4
金 屋	44.9
正 楽 寺	36.8
池 寺	57.1
長 寺 東	65.4
長 寺 西	31.0
法 養 寺	78.0
横 関	86.6

**私たちの生活環境を改善し川やびわ湖がきれいになるよう、
下水道の水洗化にご協力をよろしくお願い致します。**

建設課からのお願い

甲良町に設置していますマンホールポンプがよく故障をおこしています。原因は、汚水以外の物の流入です。

具体的には、軍手、タオル、木片等が流入しています。（右記写真）各家庭において、汚水以外を流さないよう注意をお願いします。



【問合先】 甲良町 建設課 ☎38-5068

お知らせ

地域ふれあいアンケートへのご協力を！！

今年度、甲良町教育委員会並びに甲良町青少年育成町民会議では、地域での子どもや町民のふれあいの現状や規範意識の実態等についてアンケートを実施することになりました。

町民の皆さまにはご無理を申し上げますが、ご協力くださいますようお願い致します。

- ☆実施時期 7月
- ☆区長様から、アンケート用紙を各家庭に届けて頂きます。
- ☆記入後、厳封して頂き、区長（組長）様にお渡しください。

【問合先】 甲良町教育委員会 甲良町青少年育成町民会議 ☎38-3315

年金

年金からのお知らせ

1. 国民年金保険料の納付は「口座振替の早割制度」がお得です！

毎月の国民年金保険料の納付を、口座振替の早割制度（当月末振替）にされると、毎月15,100円の保険料が15,050円となり、**月々50円お得です。**

お申し込みは、口座振替を希望される郵便局・金融機関等、またはお近くの年金事務所「国民年金課」まで。現在、口座振替で早割制度以外の振替方法を選択されている方がこの制度を希望される場合は、振替方法の変更手続きが必要です。

なお、口座振替の早割制度を申し込まれると、初回に原則2か月分（割引のない前月分と割引のある当月分）が振替になります。

<p>口座振替</p> <p>【早割制度（当月末振替）】 毎月の保険料を当月末に振り替えます。 納期限（翌月末）よりも1ヶ月早く振り替えるため保険料が月々50円割引になります。</p> <p>【毎月納付（翌月末振替）】 毎月の保険料を翌月末に振り替えます。 納期限（翌月末）の振り替えになるため、保険料の割引はありません。</p>	<p>納付書による納付</p> <p>【毎月納付】 毎月の保険料を納付書で納付する場合は、保険料の割引はありません。 ※前納を希望される場合は年金事務所までご連絡ください。</p>
---	---

2. ご存知ですか？「若年者納付猶予制度」

30歳未満の方で、本人と配偶者の収入が一定以下の場合、申請して承認されると、国民年金保険料の納付が猶予される「若年者納付猶予制度」があります。

承認期間は、原則7月から翌年6月までです。

今申請されると承認期間は平成22年6月までとなります。なお、申請時に継続を希望されれば、翌年度以降の若年者納付猶予の申請が不要になります。（ただし、退職・天災等の特別の事情により承認された方および承認されなかった方を除きます。）

申請は、お住まいの市役所・町役場の国民年金担当課窓口まで。

若年者納付猶予が承認された期間は、将来支給される「老齢基礎年金」の受給に必要な期間（受給資格期間）に算入されるほか、万一の場合に支給される「障害基礎年金」や「遺族基礎年金」の受給資格期間にも算入されます。ただし、「老齢基礎年金」の年金額には反映しません。

※承認された期間は、10年以内であれば遡って納付することができます（追納といいます）。追納されるとその期間は保険料納付済期間となり、老齢基礎年金の額に反映されます。なお、承認を受けた期間の翌年度から起算して3年度目からは当時の保険料に加算額がつきます。

【問合先】 彦根年金事務所 ☎0749-23-1114

防災

消防署だより 犬上分署（☎38-3130）

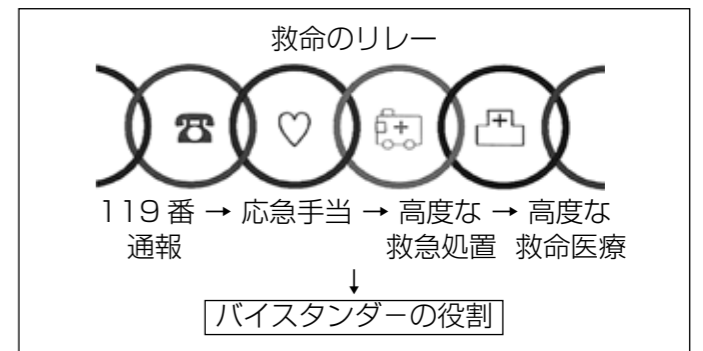
住民に対する応急手当の普及啓発

○ 応急手当の必要性

119番通報を受けてから救急車が現場に到着するまでの全国平均時間は、約7分を要しています。もし、大切な人が急に目の前で倒れ、この7分間に何もしないでいたら…。救えるはずの命を救うためには、空白の7分間を作らずに勇気をもって救急現場に居合わせた人（「バイスタンダー」といいます。）が応急手当を実施することが重要です。そして、救命のリレーを行うことにより命を救える可能性が高くなるのです。

救命のリレー

- ①早い119番通報
- ②早い応急手当
- ③救急隊による早い救命処置
- ④医療機関での早い救急医療



○ 応急手当の救命効果

全国の救急隊が搬送した一般市民により心肺機能停止の時点が目撃された心原性の心肺機能停止症例について、救急隊の到着時に一般市民により応急手当が実施された場合の生存者数の割合と実施されていない場合の生存者数の割合を比べると、次のようになります。

- ①一般市民により応急手当が実施されていた場合の生存者の割合（12.2%）
- ②一般市民により応急手当が実施されていなかった場合の生存者の割合（8.4%）

※応急手当が実施された場合と実施されなかった場合では、**応急手当を実施された場合の方が、約3.8ポイント（約1.5倍）救命効果が高くなっています。**

○ いざという時のために応急手当講習を受講しましょう

消防機関が開催している住民に対する応急手当講習会は、次の2種類があります。

- ①普通救命講習（3時間）
心肺蘇生法（成人）、大出血時の止血法、対象者によっては、小児、乳児、新生児に対する心肺蘇生法を加える。
- ②上級救命講習（8時間）
心肺蘇生法（成人、小児、乳児、新生児）、大出血時の止血法、傷病者管理法、外傷の手当、搬送法。

これらの講習は、心肺蘇生法や大出血時の止血法、AED（自動体外式除細動器）の正しい理解と使い方等についての実技を主体とした構成となっており、応急手当に関する正しい知識と技術を身につけることを目標としています。この応急手当講習は、近くの消防署で受講することができます。講習開催日は、消防本部（署）によって様々ですので、受講を希望される方は、近くの消防本部（署）に直接お問い合わせ下さい。いざという時に備えて応急手当講習を受講しましょう。



応急手当講習会の様子

お知らせ **平成22年度から町税の徴収方法が変わります。**

平成21年度までは、各町税の納付方法については、家族全員分の税額を、世帯主名の届出口座および納付書により納めていただいていた。平成22年度から個人徴収に変更し、納税義務者ごとの届出口座および納付書により納めていただくこととなります。

平成22年度の保険税より、非自発的失業者の離職日の翌日からその翌年度末日までの間、前年度所得の給与所得を30%として算定します。対象は、平成21年3月31日以降に倒産・解雇などの事業主都合または雇止めなどにより離職した人です。

非自発的失業者の国民健康保険税の軽減

雇用保険受給資格者証を持って住民課 国民健康保険係へお越し下さい。

【問合先】 税務課 国民健康保険係 ☎ 38-5064 / 住民課 国民健康保険係 ☎ 38-5063

平成22年度 酒類販売管理協力員の募集について

大阪国税局では、お酒の売場における未成年者飲酒防止に関する表示状況や店頭価格を確認し、税務署に連絡していただく「酒類販売管理協力員」を募集しています。

活動内容や応募方法などの詳細は、国税庁ホームページ内の「酒類の販売管理」(http://www.nta.go.jp/shiraberu/senmonjoho/sake/hambai/mokuji.htm) をご覧ください。なお、募集人員に限りがあり、応募多数の場合はお断りさせていただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。

【問合先】 大津税務署酒類指導官 ☎ 077-524-1111

平成22年度 国家公務員採用Ⅲ種試験(高校卒業程度) 日程等

職種	受験資格	申込受付期間	第1次試験日	試験地
行政事務 税務 土木 農業土木 林業	平成元年4月2日から平成5年4月1日までに生まれた者	6月22日(火) ~ 6月29日(火)	9月5日(日)	京都市・大阪市・神戸市・奈良市・和歌山市・田辺市

◎申込用紙、受験案内は5月10日(月)から配布します。

【問合先】 人事院近畿事務局 〒553-8513 大阪市福島区福島1-1-60
TEL: 06-4796-2191 (試験係) HP: http://www.jinji.go.jp/kinki/

ひとのうごき

< >内は前月との比較 H22.4.1現在

	総人口	0~15歳未満	15歳以上~65歳未満	65歳以上	
男	3,793	<+8>	535	2,433	825
女	4,166	<+6>	547	2,441	1,178
合計	◎7,959	<+14>	1,082	4,874	◎2,003
世帯数	2,497	<+12>	◎÷◎=高齢化率 25.17% 高齢化率とは65歳以上の高齢者人口が総人口に占める割合。		

プール & お風呂

温水プール・香良の湯カレンダー

利用案内 http://www.izumi21.co.jp/koura/indexpage.htm

5月

日	月	火	水	木	金	土
						1 教室日
2	3	4	5 教室日	6	7 教室日	8 教室日
9	10	11 休館日	12 教室日	13	14 教室日	15 教室日
16	17	18 休館日	19 教室日	20	21 教室日	22 教室日
23	24	25 休館日	26 教室日	27	28 教室日	29 教室日
30	31	※4日(火)特別開館		休館日		

6月

日	月	火	水	木	金	土
		1 休館日	2 教室日	3	4 教室日	5 教室日
6	7	8 休館日	9 教室日	10	11 教室日	12 教室日
13	14	15 休館日	16 教室日	17	18 教室日	19 教室日
20	21	22 休館日	23 教室日	24	25 教室日	26 教室日
27	28	29 休館日	30	休館日		

※温水プール5日(火)親子無料
甲良町にお住みの中学生以下のお子様と保護者の方1名が無料になります

温水プール一般開放

時間 13時~21時(日曜日は20時まで)
※保護者同伴でない中学生以下は19時まで
入場料 大人 500円
中人 300円(中学生)
小人 200円(5歳~小学生)
※4歳以下は無料です。
※障害者手帳等をお持ちの方と、介助者1人は上記入場料の半額です。
※甲良町在住の65歳以上の方は、上記入場料の半額でご利用いただけます。

香良の湯

受付時間 12時45分~20時(20時30分には閉場)
入浴料 大人 250円(中学生以上)
小人 150円(小学生)
※障害者手帳等をお持ちの方は割引があります。

シルバーデー

金曜日は、甲良町内にお住まいの65歳以上の方に限り、無料になります。
※確認をさせていただきますので、ご協力をお願い致します。

【問合先】 温水プール・香良の湯 ☎ 38-5155

せせらぎ農産物直売所

<営業日時> 毎週木曜日~火曜日 9時~12時
<電話番号> 38-2744
スタンプカード(500円=1点)で20点集めて
素敵なプレゼントを進呈中

水と土と太陽の恵み

行政相談日(第2火曜日)

5月11日(火) 10時~12時
保健福祉センター2階 相談室
相談内容 ①医療保険・年金
②道路 ③生活保護
④郵政 ⑤雇用など

~ お知らせ ~

備えましたか? 住宅用火災警報器

甲良町では、すべての住宅に平成23年5月31日までに、住宅用火災警報器を設置するよう義務づけられています。

<問い合わせ先>

消防本部予防課 ☎ 22-0332
または
消防署犬上分署 ☎ 38-3130

就学奨励資金給付申請について

この制度は、小・中学校に在学している児童・生徒のいるご家庭で、経済的な理由により就学することが困難な場合に、学用品費・学校給食費など必要な援助をすることで、小・中学校における義務教育の円滑な就学を図る制度です。

■援助の対象となるもの

学用品費、新入学児童生徒学用品費、通学用品費、修学旅行費、校外活動費、学校給食費などがあり、援助額が定められています。

■申請方法

各学校または教育委員会へ直接申し込んでください。なお、申請されても対象者とならない場合もありますのでご了承ください。

【問合先】 甲良町教育委員会 学校教育課 ☎ 38-5070

健康カレンダー

自分の体は自分で守ろう！

5月後半分 (会場：保健福祉センター)

事業の内容	実施日	受付時間	対象の方(児)	持ち物
大腸がん検診 説明会	19日(水)	10:00～10:30	40歳以上の方	健康手帳 検診料 500円
2歳6ヶ月健診	20日(木)	9:30～10:00	H19年9月10月生まれの児 前回受けられていない児	母子手帳・質問票 ハブラシ・コップ
乳児健診4ヶ月 及びBCG予防接種	28日(金)	13:00～13:30	H22年1月生まれの児 前回受けられていない児	母子手帳・質問票 BCG予診票
乳児健診10ヶ月	28日(金)	13:30～14:00	H21年7月生まれの児 前回受けられていない児	母子手帳・質問 写真(広報への掲載希望者)
胃がん検診	26日(水)	8:30～10:00	40歳以上の方	健康手帳 検診料 1000円
女性がん検診	27日(木)	13:30～14:30	子宮がん:20歳以上の女性 乳がん:40歳以上の女性 (どちらも2年に1回) 骨粗鬆症検診:指定年齢の女性 (5年に1回)	健康手帳 検診料 子宮がん 700円 乳がん 1000円 骨密度 500円

6月前半分 (会場：保健福祉センター)

事業の内容	実施日	受付時間	対象の方(児)	持ち物
3歳6ヶ月健診	2日(水)	13:00～14:00	H18年11月12月生まれの児 前回受けられていない児	母子手帳・質問票 ハブラシ・コップ
胃がん検診	3日(木)	8:30～10:00	40歳以上の方	健康手帳 検診料 1000円
子育て相談	8日(火)	9:30～11:00	子どもの健康、食生活、予防接種等に関する相談を行います。	母子手帳
中期離乳食教室	9日(水)	9:30～10:00	H21年10月・11月生まれの児 前回受けられていない児	母子手帳・質問票

■ 問合先 保健福祉センター(保健師) ☎ 38-3314 / 38-5151 ■

2010年(平成22年)5月号
通巻第368号

発行/甲良町企画監理課

〒522-0244

滋賀県犬上郡甲良町在士353-1

TEL.0749-38-5061

FAX.0749-38-5072

E-mail kikaku@town.koura.lg.jp

窓口業務時間の延長日は5月14日(金)・28日(金)
午後7時まで窓口業務を延長します。

受付業務

①住民票

②戸籍(婚姻・出生・死亡など)

③印鑑登録・証明など

閉庁時間帯(休日/勤務時間外)

戸籍の届出のみ

※関連する手続きに、再度来ていただく
場合がありますのでご了承ください。

本人確認できるものをご持参ください。例)免許証、パスポートなど

問合先 住民課 住民係 ☎ 38-5063